

- (2) きゅう舎従業員等への宿舍の貸付けに当たり、宿舍貸付基準の規定を整備することなどにより、入居者が専用で使用している駐車場の使用料を徴収するよう改善の処置を要求したもの

科	目	一般勘定 (項) 事業外収入
部	局 等	日本中央競馬会本部、栗東、美浦両トレーニング・センター
貸 付 け の 概 要		きゅう舎従業員等に対し、栗東、美浦両トレーニング・センターの敷地内に設置している宿舍を貸し付けるもの
貸付けの相手方		調教師、騎手、社団法人日本調教師会
日本中央競馬会 が徴収している 宿舍の貸付料		2 億 2745 万余円(平成 22、23 両事業年度)
国家公務員宿舍 の例により駐車 場の使用料を算 定した場合に徴 収できた使用料 の額		9869 万円(平成 22、23 両事業年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

宿舎に併設された駐車場の使用料の徴収について

(平成 24 年 10 月 15 日付け 日本中央競馬会理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 きゅう舎従業員等への宿舎の貸付け等の概要

貴会は、競馬法(昭和 23 年法律第 158 号)に規定する中央競馬の競走のために馬を調教する調教師及び同競走のために騎乗する騎手、並びに、調教師に雇用されて競走馬の調教又は飼養の補助をする調教助手又はきゅう務員(以下、これらを「きゅう舎従業員」という。)に対して、平成 23 事業年度末において、貴会が茨城県及び滋賀県に資産として保有する世帯用宿舎及び独身寮(以下、これらを「宿舎」という。)を表のとおり貸し付けている。

表 宿舎の貸付けの状況(平成 23 事業年度末)

宿舎の区分	宿舎戸数(戸)	貸付けの実績		
		区分	貸付戸数(戸)	月額貸付料(円)
世帯用宿舎	2,004	調教師	32	7,600～11,290
		騎手	27	7,600～11,290
		きゅう舎従業員	1,344	3,560～8,010
		計	1,403	
独身寮	571	騎手	55	680 又は 840
		きゅう舎従業員	272	360～810
		計	327	

上記の宿舎は、貴会が昭和 44 年に開設した栗東トレーニング・センター(滋賀県栗東市所在)及び 53 年に開設した美浦トレーニング・センター(茨城県稲敷郡美浦村所在。以下、これらを合わせて「両トレセン」という。)の敷地内に設置されており、駐車場が併設されている。

また、宿舎の貸付けは、日本中央競馬会調教師及び騎手宿舎貸付基準(昭和 44 年理事長達第 10 号)又は日本中央競馬会厩舎従業員宿舎貸付基準(昭和 38 年理事長達第 1 号)(以下、これらを合わせて「宿舎貸付基準」という。)に基づいて行われている。このうち、調教師及び騎手に対する宿舎の貸付けは、貴会が直接行っており、一方、きゅう舎従業員に対する貸付けは、貴会から宿舎の貸付けを受けた社団法人日本調教師会^(注)(以下「調教師会」という。)が行っている。

宿舎の貸付料は、宿舎貸付基準に定められた貸付料算定基準に基づき、宿舎の経過年数及び構造に応じてそれぞれ定められている評価点数を合計した点数に、所定の金額を乗じて得た額を 1 単位(3.3㎡)当たりの単価とし、これに 1 戸当たりの有効使用単位数(実際の居住面積を 3.3㎡で除したもの)を乗じるなどして算定した額とされている。

貴会は、調教師、騎手及び調教師会から、貸付料として平成 22 事業年度 1 億 1508 万余円、23 事業年度 1 億 1236 万余円、計 2 億 2745 万余円を徴収しており、この徴収額は、貴会の財務諸表上、事業外収益として計上されている。なお、調教師会がきゅう舎従業員から徴収する貸付料は、貴会が調教師会から徴収する貸付料と同額となっている。

(注) 社団法人日本調教師会 農林水産省所管の公益法人で、調教師の技術の錬磨及びその社会的地位の向上を図り、もって競馬の発達に寄与することを目的としており、日本中央競馬会から調教師免許を交付されている調教師により組織されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、経済状況の低迷等のために、貴会の勝馬投票券収入は減少傾向にある。このため、貴会は、経費の節減はもとより、事業外収益の確保及び増収についても留意していくことが求められる。

そこで、本院は、合规性、経済性等の観点から、宿舍の貸付料は適切に算定されているか、宿舍貸付基準に基づく貸付料は宿舍等の状況を適切に反映したものとなっているかなどに着眼して、22、23 両事業年度に貸し付けた宿舍を対象に、貴会本部及び両トレセンにおいて、宿舍等の状況を現地で確認するとともに、宿舍貸付料算定書、宿舍貸付承認申請書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、宿舍の貸付料が宿舍等の状況を適切に反映していないと認められる事態が見受けられた。

両トレセンの宿舍に併設されている駐車場については、白線で自動車 1 台分の広さに区画されており、各区画が宿舍の入居者に割り当てられ専用で使用されている。

しかし、宿舍貸付基準の貸付料算定基準には駐車場の使用料に関する規定がなく、また、前記有効使用単位数の算定においても駐車場の面積は含まれていないことなどから、貴会は、宿舍の入居者が専用で使用している駐車場の使用料を徴収していないと認められる。

そして、宿舍に併設されている駐車場について、国が駐車場の使用料の徴収をしている国家公務員宿舍の例により、国家公務員宿舍法(昭和 24 年法律第 117 号)、同法施行令(昭和 33 年政令第 341 号)等を参考にして使用料を算定し徴収したとすれば、貴会は 22 事業年度 5010 万余円、23 事業年度 4859 万余円、計 9869 万余円の増収を図ることができたと認められる。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、宿舍の入居者が宿舍に併設された駐車場を専用で使用しているのに、貴会が駐車場の使用料を徴収していない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会において、きゅう舎従業員等の両トレセンへの移転から長期間を経過しているのに、宿舍の入居者が専用で使用している駐車場について宿舍貸付基準の規定を整備して使用料を徴収する必要性についての検討を行っていなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴会は、前記のとおり、勝馬投票券収入が減少傾向にある中で、施設貸付料等の事業外収益の確保及び増収についても留意していく必要がある。

については、貴会において、宿舍貸付基準の規定を整備することなどにより、駐車場の使用料を徴収することとし、もって事業外収益の増収を図るよう改善の処置を要求する。